

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 13 条		
所 管 部 課 名	建設部 緑化公園課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)	
	基 準	法第 13 条 ・ 必要措置 当該補償全額を当該理由を生じさせた者へ負担させることができる。	
	設定年月日	平成 23 年 3 月 11 日	最終変更年月日
備 考			